

第 4 号議案

別冊 1

新発田市地域内 フィーダー 系統確保維持計画

平成 26 事業年度
(H25.10 ~ H26.9)

特例措置による一部変更

生活交通ネットワーク計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

平成25年6月25日
一部変更 平成26年2月18日
特例措置による一部変更 平成26年6月 日
新発田市地域公共交通活性化協議会
会長 下妻 勇

生活交通ネットワーク計画の名称
新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>新発田市は、人口10万人超の県北の中核都市であり周辺市町村からの流動も多い。市域は市街地のある本庁地区を中心として各地区が広がっており、本庁地区には公共施設や医療施設、商業施設、高校などの拠点施設が集中している。</p> <p>市のバス交通は、近隣市町を結ぶ広域系統、市街地から放射状に各地区を結ぶ従来の系統に加え、菅谷・加治地区と市街地を結ぶコミュニティバス及び市街地循環バスが運行されている。</p> <p>この全てのバス路線は、JR新発田駅で結節しており、近隣市町や各地区から市街地へのアクセスに利用されている。</p> <p>このうち市街地循環バスは、JR新発田駅・西新発田駅の周辺整備、県立新発田病院の移転などの「まち」の変化や、市街地の交通空白地帯の解消と高齢者や学生などの交通弱者の利便性向上を目的として、平成18年11月から毎年度運行ルート等の見直しを進めながら、実証実験運行を実施。平成24年4月から「あやめバス」として本格運行を開始した。</p> <p>また、川東地域では平成26年4月の小学校統合を契機に、地域公共交通体系の検討を地域が主体となり進められ、あやめバスの路線への乗り入れなどを盛り込んだ川東コミュニティバスが、統合小学校の開校と時同じくして運行を開始した。</p> <p>あやめバスにおいても、川東コミュニティバスの乗り入れに合わせて、これまでの乗降状況や利用者の意見などを分析・反映し、電車との接続性の向上や市内各高校への運行ルートなどの見直しを進め、平成26年4月から新たなルート、ダイヤでの運行を開始した。</p> <p>あやめバスは、鉄道や地域間幹線系統をはじめとする路線バスとJR新発田駅で結節しており、周辺市町からの来訪者や、市民の大切な交通手段となっていることから、将来に渡り安定した運行の確保・維持を図る必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none">・年間利用者数11.3万人以上(あやめバス、川東コミバス(フィーダー系統対象路線)) (10月～3月の半期目標6.0万人、4月～9月の半期目標5.3万人)・年間収支率30%以上(あやめバス) (10月～3月の半期目標34%、4月～9月の半期目標26%)
(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none">・合併町村を含む各地区から市街地の各施設への移動利便性向上・中心市街地の公共交通空白地域の改善・自動車の運転のできない高齢者、学生などの交通弱者の移動手手段の確保・中心市街地の活性化・車椅子対応の低床車両、位置情報提供システムの導入による利用環境の改善

3 . 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

運行予定者名：新潟交通観光バス株式会社

運行系統名等は、地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表1」のとおり

(1) 予定している時刻表・運行予定期間

時刻表：別紙1（あやめバス）及び別紙4 - 6（川東コミュニティバス）のとおり

運行予定期間：平成25年10月1日～（あやめバス）

平成26年4月1日～（川東コミュニティバス）

(2) 運行事業者決定の経緯

当該事業者は長年に渡り、地域住民の身近な交通手段として親しまれ、信頼がある。当該事業者が引き続きバス運行を担うことで、地元住民に安心かつ安全なサービスを提供できるものと期待できる。

当該事業者は、平成18年11月から平成24年3月までの市街地循環バス実証実験運行、及び、平成24年4月からのあやめバス運行の実績があり、この間、重大な事故等もなく適切な運行であった。

また、当市に営業所があり、地域事情に精通しているため、不測の事態にも迅速に対応でき、安全で円滑な運行が滞りなくできるものと期待できる。

市内の路線バス網及び法令・制度に関して熟知している。

今後、地域住民と共に、各地区の公共交通の見直しを進める際に関連して、あやめバスの見直し等を行うことが考えられ、また、運行を維持するためには、社会情勢や利用者ニーズにマッチした運行が必要である。

当該事業者は、当市のバス交通網を担い、熟知していることから、他路線との競合調整や地域間幹線系統との円滑な接続、また、将来的な路線延伸などの企画提案ができ、より効果的で安定した運行の維持及び発展が可能であるものと期待できる。

通学支援の役割も含めた川東コミュニティバスの運行について、地域NPOによる運行・デマンドタクシー・貸切バスなど様々な運行方法を検討した結果、当該事業者に委託することを、地域で組織する川東地区自治連合会地域課題検討委員会にて決定した。

(3) 既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明（要綱別表6のハ）

あやめバスは、バス事業者と協議し他のバス路線との競合に配慮しているとともに、新発田駅を主な交通結節点として、地域間幹線系統をはじめ他の交通機関との乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

4 . 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」のとおり

5 . 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

新潟交通観光バス株式会社

6 . 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

7 . 別表4及び別表4 - 1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
8 . 別表4及び別表4 - 1の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
9 . 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要【 <u>地域内フィーダー系統のみ</u> 】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり
10 . 車両の取得に係る目的・必要性【 <u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
11 . 車両の取得に係る定量的な目標・効果【 <u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
(2) 事業の効果
12 . 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
13 . 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
14 . 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年5月27日 大まかな計画全般について協議し、合意を得られた。 ・平成24年2月14日 市街地循環バスの本格運行及び運行事業者について協議し、合意を得られた。 ・平成24年5月31日 事業内容、費用負担、計画全体について協議し、合意を得られた。平成24年度及び平成25年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。 ・平成25年5月31日 事業内容、費用負担、計画全体について協議し、合意を得られた。平成26年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。 ・平成25年11月7日 あやめバスの一部運行見直し、川東地区の公共交通見直しについて協議し、合意を得られた。 ・平成26年2月18日 平成26年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意を得られた。 新発田市地域協働推進事業計画について同意を得られた。 ・平成26年6月24日 事業内容、費用負担、計画全体について協議。 地域協働推進事業の特例措置による平成26年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議。 平成27年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議。

15 . 利用者等の意見の反映

協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、新発田市自治会連合会、地域住民で組織するNPO法人七葉の代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を策定した。

また、平成25年1月から事務局職員が定期的にあやめバスに乘車し、利用実態調査や利用者の聞き取り調査を行っている。これらニーズ等のデータを集積し、今後の見直しに活用したいと考えている。

川東コミュニティバスについては、路線の再編、定額運賃化など運行に係る全ての見直しを地域主体となって進めた。

16 . 協議会メンバーの構成員

関係県	新潟県新発田地域振興局企画振興部
関係市	新発田市
交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス(株)新発田営業所、(公社)新潟県バス協会、新発田ハイヤー協会、東日本旅客鉄道(株)新潟支社、新潟国道事務所、新潟県新発田地域振興局地域整備部、新発田市地域整備課 新発田警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	連合新潟下越地域協議会新発田支部、新発田商工会議所、NPO法人七葉、新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会

17 . 地域協働推進事業計画の認定後の地域内フィーダー系統確保維持事業の特例措置について【地域内フィーダー系統確保維持事業の特例措置を受けようとする場合のみ】

(1) 地域協働推進事業の実施内容

【地域住民による連携・協働の検討体制の構築】

- ・運行に協賛していただくサポーターズ制度を導入
- ・地域ぐるみによるバス停、待合所などの環境改善や除雪体制に構築

【路線沿線における意識啓発の推進】

- ・小学生に対するバスの乗り方教室の開催
- ・地域住民を対象とした利用促進等の説明会の実施

【分かりやすい公共交通情報の提供】

- ・時刻表のほか、乗降方法、運賃、路線図を分かりやすくまとめたチラシの作成
- ・整備を予定しているバスロータリーにおける情報提供内容の検討

(2) 地域内フィーダー系統特例措置の対象となる系統の概要

川東コミュニティバスにおける地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)と新発田駅前停留所にて近接している運行系統。

(3) バス交通のサービスレベルの見直し内容

- ・統合小学校の通学支援の対象となる児童との混乗
- ・あやめバス(市街地循環)路線への乗り入れ
- ・地区内100円、地区外200円(大人料金)とした定額運賃の導入
- ・小型車両導入による交通空白域の減少(田貝、虎丸、上三光等)

(4) 事業実施以前の状況を上回る数値目標又は効果目標

当該地域を運行するバス年間利用者数（地域内利用者）の増加を目標とする。

【事業実施以前】

- ・平成24年10月～平成25年9月
輸送人員：21,683人

【目標】

- ・平成26年4月～平成27年3月
輸送人員：42,120人

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)新潟県新発田市中央町4 - 10 - 4

(所 属)新発田市市民まちづくり支援課

(氏 名)溝口 茂伸

(電 話)0254 - 22 - 3101内線1442

(e-mail)machizukuri@city.shibata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線 / 地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス型/ デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	(1) 外回り(大栄町2丁目経由) 3月31日まで	地域内フィーダー	1,340.5	乗合バス型		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)と新発田駅前停留所にて近接	
	新潟交通観光バス株式会社	(2) 外回り(豊浦病院前経由) 3月31日まで	地域内フィーダー	1,112.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(3) 内回り(大栄町2丁目経由) 3月31日まで	地域内フィーダー	1,607.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(4) 内回り(豊浦病院前経由) 3月31日まで	地域内フィーダー	550.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(5) 外回り(大栄町2丁目経由) 4月1日から	地域内フィーダー	1,373.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(6) 外回り(豊浦病院前経由) 4月1日から	地域内フィーダー	590.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(7) 内回り(大栄町2丁目経由) 4月1日から	地域内フィーダー	1,262.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(8) 内回り(豊浦病院前経由) 4月1日から	地域内フィーダー	583.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(9) 外回り(東新町2丁目経由) 4月1日から	地域内フィーダー	219.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(10) 外回り(豊浦病院経由、緑町経由なし) 4月1日から	地域内フィーダー	342.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(11) 内回り(城北町ニュータウン起点、大栄町2丁目経由) 4月1日から	地域内フィーダー	124.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(12) 川東バス(宮古木村中起点、外回り市街地循環路線) 4月1日から	地域内フィーダー	661.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(13) 川東バス(農業リポートセンター起点、外回り市街地循環路線) 4月1日から	地域内フィーダー	276.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(14) 川東バス(宮古木村中方面、新発田駅) 4月1日から	地域内フィーダー	332.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(15) 川東バス(宮古木村中方面、新発田営業所) 4月1日から	地域内フィーダー	184.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(16) 川東バス(宮古木村中方面、西姫田経由 新発田営業所) 4月1日から	地域内フィーダー	374.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(17) 川東バス(上板山・荒清水・小戸方面、荒清水) 4月1日から	地域内フィーダー	301.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(18) 川東バス(上板山・荒清水・小戸方面、上板山) 4月1日から	地域内フィーダー	190.0	乗合バス型			

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線 / 地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス型/ デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	(19) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(上板山・荒清水・小戸方面、新発田駅)4月1日から	地域内フィーダー	164.5	乗合バス型		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)と新発田駅前停留所にて近接	
	新潟交通観光バス株式会社	(20) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(南俣方面)4月1日から	地域内フィーダー	208.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(21) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(三光方面、上三光)4月1日から	地域内フィーダー	155.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(22) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(三光方面、上三光 西姫田経由)4月1日から	地域内フィーダー	154.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(23) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(三光方面、上三光 新発田営業所)4月1日から	地域内フィーダー	176.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(24) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(三光方面、下三光)4月1日から	地域内フィーダー	268.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(25) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(三光方面、上三光 農サﾎﾞ経由なし)6月2日から	地域内フィーダー	95.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(26) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(三光方面、新発田営業所 上中江)4月1日から	地域内フィーダー	214.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(27) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(三光方面、新発田駅 上中江)4月1日から	地域内フィーダー	193.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(28) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(農業サﾎﾞｰﾄﾞﾝﾀｰ 西姫田経由新発田駅)4月1日から	地域内フィーダー	386.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(29) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(農業サﾎﾞｰﾄﾞﾝﾀｰ 新発田駅)5月末までの運行 6月からは申請番号25へ移行	地域内フィーダー	32.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(30) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(農業サﾎﾞｰﾄﾞﾝﾀｰ 新発田駅)4月1日から	地域内フィーダー	93.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(31) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(農業サﾎﾞｰﾄﾞﾝﾀｰ 西姫田経由新発田営業所)4月1日から	地域内フィーダー	471.0	乗合バス型			
新潟交通観光バス株式会社	(32) 川東ｺﾞﾊﾞｽ(農業サﾎﾞｰﾄﾞﾝﾀｰ 五斗入口経由新発田営業所)4月1日から	地域内フィーダー	150.5	乗合バス型				
合 計				14,187.0				

(注)

- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線 / 地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス型/ デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	(1) 外回り(大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	2,732.0	乗合バス型		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)と新発田駅前停留所にて近接	
	新潟交通観光バス株式会社	(2) 外回り(豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	1,178.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(3) 内回り(大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	2,550.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(4) 内回り(豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	1,164.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(5) 外回り(東新町2丁目経由)	地域内フィーダー	428.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(6) 外回り(豊浦病院経由、緑町経由なし)	地域内フィーダー	668.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(7) 内回り(城北町ニュータウン起点、大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	242.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(8) 川東バス(宮古木村中起点、外回り市街地循環路線) 4月～11月運行	地域内フィーダー	862.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(9) 川東バス(宮古木村中起点、外回り市街地循環路線) 12月～3月運行	地域内フィーダー	439.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(10) 川東バス(農業リポートセンター起点、外回り市街地循環路線)	地域内フィーダー	540.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(11) 川東バス(宮古木村中方面、新発田駅)	地域内フィーダー	653.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(12) 川東バス(宮古木村中方面、新発田営業所)	地域内フィーダー	362.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(13) 川東バス(宮古木村中方面、西姫田経由 新発田営業所)	地域内フィーダー	615.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(14) 川東バス(宮古木村中方面、山立経由 新発田営業所) 12月～3月運行	地域内フィーダー	128.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(15) 川東バス(上板山・荒清水・小戸方面、荒清水)	地域内フィーダー	594.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(16) 川東バス(上板山・荒清水・小戸方面、上板山)	地域内フィーダー	374.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(17) 川東バス(上板山・荒清水・小戸方面、新発田駅)	地域内フィーダー	323.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(18) 川東バス(南俣方面)	地域内フィーダー	409.5	乗合バス型			

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線/地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス型/デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	(19) 川東バス(三光方面、上三光)4月～11月運行	地域内フィーダー	205.0	乗合バス型		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)と新発田駅前停留所にて近接	
	新潟交通観光バス株式会社	(20) 川東バス(三光方面、上三光 西姫田経由)	地域内フィーダー	302.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(21) 川東バス(三光方面、上三光 新発田営業所)	地域内フィーダー	347.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(22) 川東バス(三光方面、下三光)4月～11月運行	地域内フィーダー	354.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(23) 川東バス(三光方面、上楠川)12月～3月運行	地域内フィーダー	183.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(24) 川東バス(三光方面、五斗入口経由)12月～3月運行	地域内フィーダー	114.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(25) 川東バス(三光方面、上三光 農サホ 経由なし)	地域内フィーダー	282.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(26) 川東バス(三光方面、新発田営業所 上中江)4月～11月運行	地域内フィーダー	282.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(27) 川東バス(三光方面、新発田営業所 上楠川)12月～3月運行	地域内フィーダー	135.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(28) 川東バス(三光方面、新発田駅 上中江)4月～11月運行	地域内フィーダー	255.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(29) 川東バス(三光方面、新発田駅 上楠川)12月～3月運行	地域内フィーダー	122.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(30) 川東バス(三光方面、上三光 経由なし 上楠川)12月～3月運行	地域内フィーダー	115.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(31) 川東バス(農業サホ-トセンター 西姫田 経由新発田駅)	地域内フィーダー	697.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(32) 川東バス(農業サホ-トセンター 新発田 駅)	地域内フィーダー	184.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(33) 川東バス(農業サホ-トセンター 西姫田 経由新発田営業所)	地域内フィーダー	926.5	乗合バス型			
新潟交通観光バス株式会社	(34) 川東バス(農業サホ-トセンター 五斗入口 経由新発田営業所)	地域内フィーダー	319.5	乗合バス型				
新潟交通観光バス株式会社	(35) 川東バス(農業サホ-トセンター 下三光 経由新発田駅)12月～3月運行	地域内フィーダー	100.5	乗合バス型				
合 計				19,191.0				

(注)

- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線 / 地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス型/ デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	(1) 外回り(大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	2,741.5	乗合バス型		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)と新発田駅前停留所にて近接	
	新潟交通観光バス株式会社	(2) 外回り(豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	1,181.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(3) 内回り(大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	2,511.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(4) 内回り(豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	1,167.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(5) 外回り(東新町2丁目経由)	地域内フィーダー	431.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(6) 外回り(豊浦病院経由、緑町経由なし)	地域内フィーダー	674.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(7) 内回り(城北町ニュータウン起点、大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	244.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(8) 川東バス(宮古木村中起点、外回り市街地循環路線) 4月～11月運行	地域内フィーダー	868.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(9) 川東バス(宮古木村中起点、外回り市街地循環路線) 12月～3月運行	地域内フィーダー	444.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(10) 川東バス(農業リポートセンター起点、外回り市街地循環路線)	地域内フィーダー	544.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(11) 川東バス(宮古木村中方面、新発田駅)	地域内フィーダー	656.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(12) 川東バス(宮古木村中方面、新発田営業所)	地域内フィーダー	363.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(13) 川東バス(宮古木村中方面、西姫田経由 新発田営業所)	地域内フィーダー	616.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(14) 川東バス(宮古木村中方面、山立経由 新発田営業所) 12月～3月運行	地域内フィーダー	129.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(15) 川東バス(上板山・荒清水・小戸方面、荒清水)	地域内フィーダー	596.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(16) 川東バス(上板山・荒清水・小戸方面、上板山)	地域内フィーダー	375.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(17) 川東バス(上板山・荒清水・小戸方面、新発田駅)	地域内フィーダー	325.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(18) 川東バス(南俣方面)	地域内フィーダー	411.5	乗合バス型			

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線/地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス型/デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	(19) 川東バス(三光方面、上三光)4月～11月運行	地域内フィーダー	205.0	乗合バス型		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)と新発田駅前停留所にて近接	
	新潟交通観光バス株式会社	(20) 川東バス(三光方面、上三光 西姫田経由)	地域内フィーダー	304.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(21) 川東バス(三光方面、上三光 新発田営業所)	地域内フィーダー	348.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(22) 川東バス(三光方面、下三光)4月～11月運行	地域内フィーダー	354.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(23) 川東バス(三光方面、上楠川)12月～3月運行	地域内フィーダー	186.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(24) 川東バス(三光方面、五斗入口経由)12月～3月運行	地域内フィーダー	115.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(25) 川東バス(三光方面、上三光 農サホ 経由なし)	地域内フィーダー	283.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(26) 川東バス(三光方面、新発田営業所 上中江)4月～11月運行	地域内フィーダー	282.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(27) 川東バス(三光方面、新発田営業所 上楠川)12月～3月運行	地域内フィーダー	137.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(28) 川東バス(三光方面、新発田駅 上中江)4月～11月運行	地域内フィーダー	255.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(29) 川東バス(三光方面、新発田駅 上楠川)12月～3月運行	地域内フィーダー	123.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(30) 川東バス(三光方面、上三光 経由なし 上楠川)12月～3月運行	地域内フィーダー	116.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(31) 川東バス(農業サホ-トセンター 西姫田 経由新発田駅)	地域内フィーダー	700.0	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(32) 川東バス(農業サホ-トセンター 新発田 駅)	地域内フィーダー	184.5	乗合バス型			
	新潟交通観光バス株式会社	(33) 川東バス(農業サホ-トセンター 西姫田 経由新発田営業所)	地域内フィーダー	930.5	乗合バス型			
新潟交通観光バス株式会社	(34) 川東バス(農業サホ-トセンター 五斗入口 経由新発田営業所)	地域内フィーダー	319.5	乗合バス型				
新潟交通観光バス株式会社	(35) 川東バス(農業サホ-トセンター 下三光 経由新発田駅)12月～3月運行	地域内フィーダー	101.5	乗合バス型				
合 計				19,230.0				

(注)

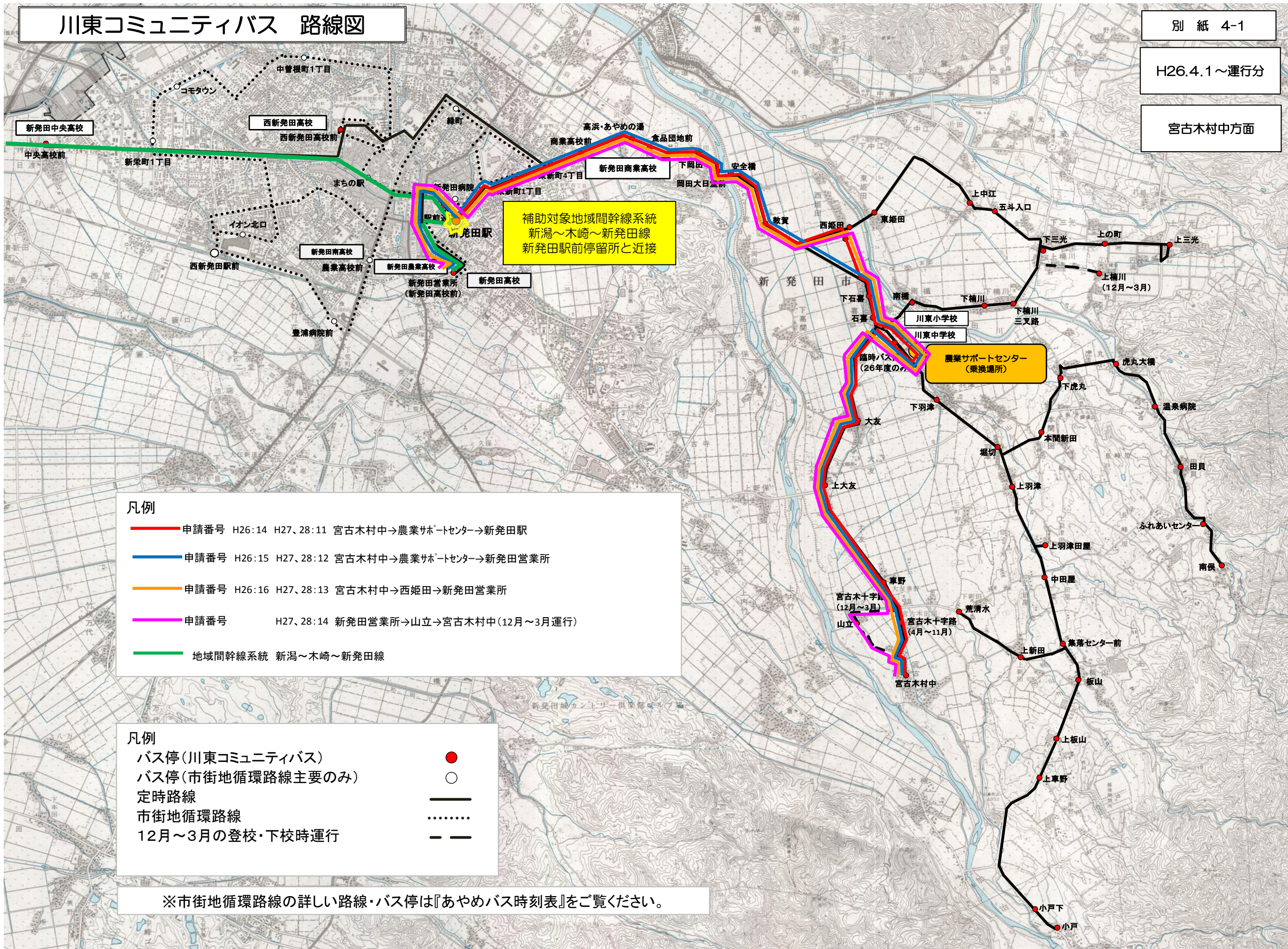
- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

川東コミュニティバス 路線図

別紙 4-1

H26.4.1～運行分

宮古木村中方面



補助対象地域間幹線系統
新潟～木崎～新発田線
新発田駅前停留所と近接

- 凡例**
- 申請番号 H26:14 H27、28:11 宮古木村中→農業サポートセンター→新発田駅
 - 申請番号 H26:15 H27、28:12 宮古木村中→農業サポートセンター→新発田営業所
 - 申請番号 H26:16 H27、28:13 宮古木村中→西姫田→新発田営業所
 - 申請番号 H27、28:14 新発田営業所→山立→宮古木村中(12月～3月運行)
 - 地域間幹線系統 新潟～木崎～新発田線

- 凡例**
- バス停(川東コミュニティバス) ●
 - バス停(市街地循環路線主要のみ) ○
 - 定時路線 ———
 - 市街地循環路線
 - 12月～3月の登校・下校時運行 - - -

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。

川東コミュニティバス 路線図

別紙 4-2

H26.4.1～運行分

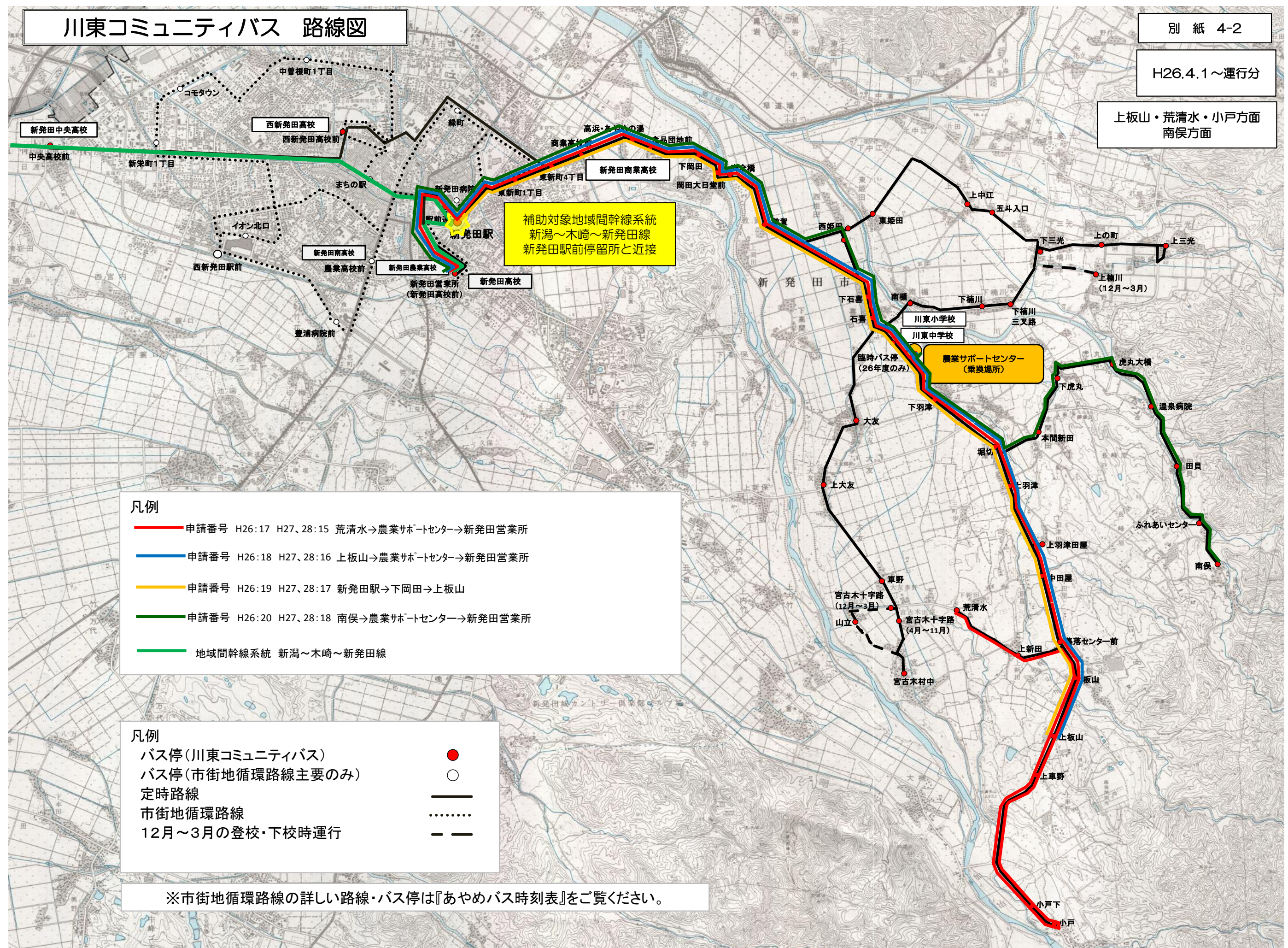
上板山・荒清水・小戸方面
南俣方面

補助対象地域間幹線系統
新潟～木崎～新発田線
新発田駅前停留所と近接

- 凡例**
- 申請番号 H26:17 H27、28:15 荒清水→農業サポートセンター→新発田営業所
 - 申請番号 H26:18 H27、28:16 上板山→農業サポートセンター→新発田営業所
 - 申請番号 H26:19 H27、28:17 新発田駅→下岡田→上板山
 - 申請番号 H26:20 H27、28:18 南俣→農業サポートセンター→新発田営業所
 - 地域間幹線系統 新潟～木崎～新発田線

- 凡例**
- バス停(川東コミュニティバス) ●
 - バス停(市街地循環路線主要のみ) ○
 - 定時路線 ———
 - 市街地循環路線
 - 12月～3月の登校・下校時運行 - - -

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。



川東コミュニティバス 路線図

別紙 4-3

H26.4.1～運行分

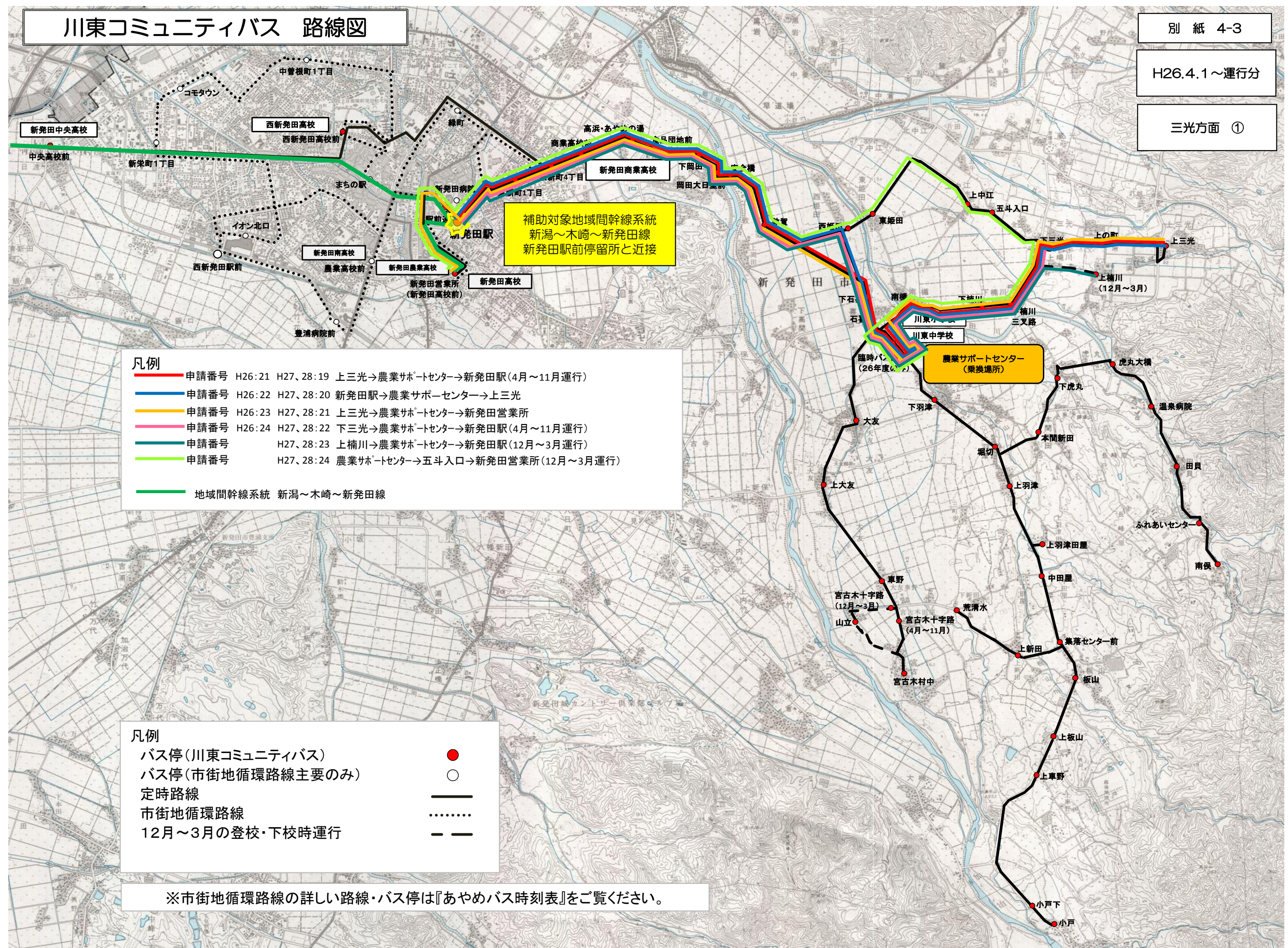
三光方面 ①

- 凡例**
- 申請番号 H26:21 H27、28:19 上三光→農業サポートセンター→新発田駅(4月～11月運行)
 - 申請番号 H26:22 H27、28:20 新発田駅→農業サポートセンター→上三光
 - 申請番号 H26:23 H27、28:21 上三光→農業サポートセンター→新発田営業所
 - 申請番号 H26:24 H27、28:22 下三光→農業サポートセンター→新発田駅(4月～11月運行)
 - 申請番号 H27、28:23 上楠川→農業サポートセンター→新発田駅(12月～3月運行)
 - 申請番号 H27、28:24 農業サポートセンター→五斗入口→新発田営業所(12月～3月運行)
 - 地域間幹線系統 新潟～木崎～新発田線

補助対象地域間幹線系統
新潟～木崎～新発田線
新発田駅前停留所と近接

- 凡例**
- バス停(川東コミュニティバス) ●
 - バス停(市街地循環路線主要のみ) ○
 - 定時路線 ———
 - 市街地循環路線
 - 12月～3月の登校・下校時運行 - - -

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。

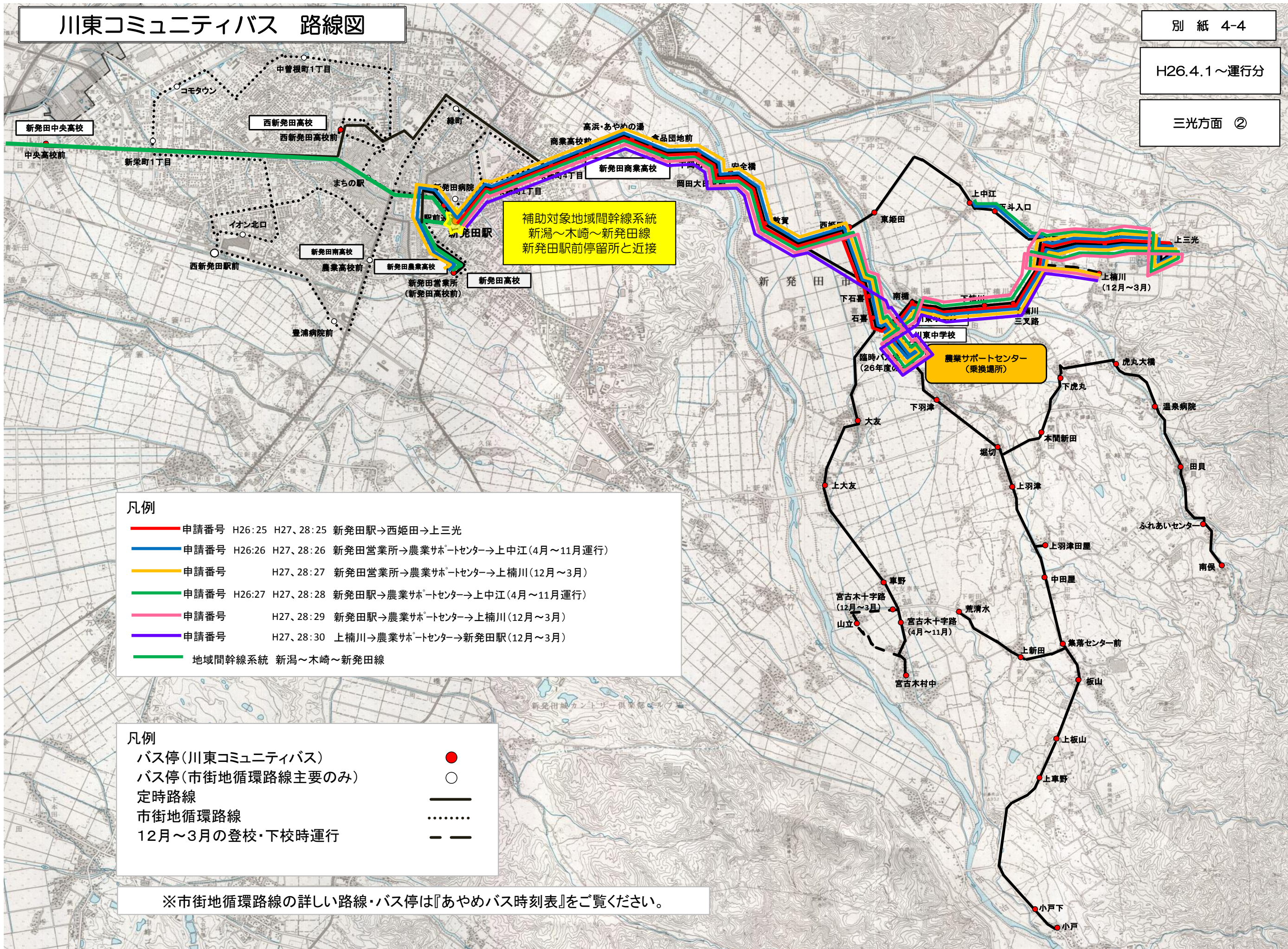


川東コミュニティバス 路線図

別紙 4-4

H26.4.1～運行分

三光方面 ②



補助対象地域間幹線系統
新潟～木崎～新発田線
新発田駅前停留所と近接

- 凡例**
- 申請番号 H26:25 H27、28:25 新発田駅→西姫田→上三光
 - 申請番号 H26:26 H27、28:26 新発田営業所→農業サポートセンター→上中江(4月～11月運行)
 - 申請番号 H27、28:27 新発田営業所→農業サポートセンター→上楠川(12月～3月)
 - 申請番号 H26:27 H27、28:28 新発田駅→農業サポートセンター→上中江(4月～11月運行)
 - 申請番号 H27、28:29 新発田駅→農業サポートセンター→上楠川(12月～3月)
 - 申請番号 H27、28:30 上楠川→農業サポートセンター→新発田駅(12月～3月)
 - 地域間幹線系統 新潟～木崎～新発田線

- 凡例**
- バス停(川東コミュニティバス) ●
 - バス停(市街地循環路線主要のみ) ○
 - 定時路線 ———
 - 市街地循環路線
 - 12月～3月の登校・下校時運行 - - -

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。

川東コミュニティバス 路線図

別紙 4-5

H26.4.1～運行分

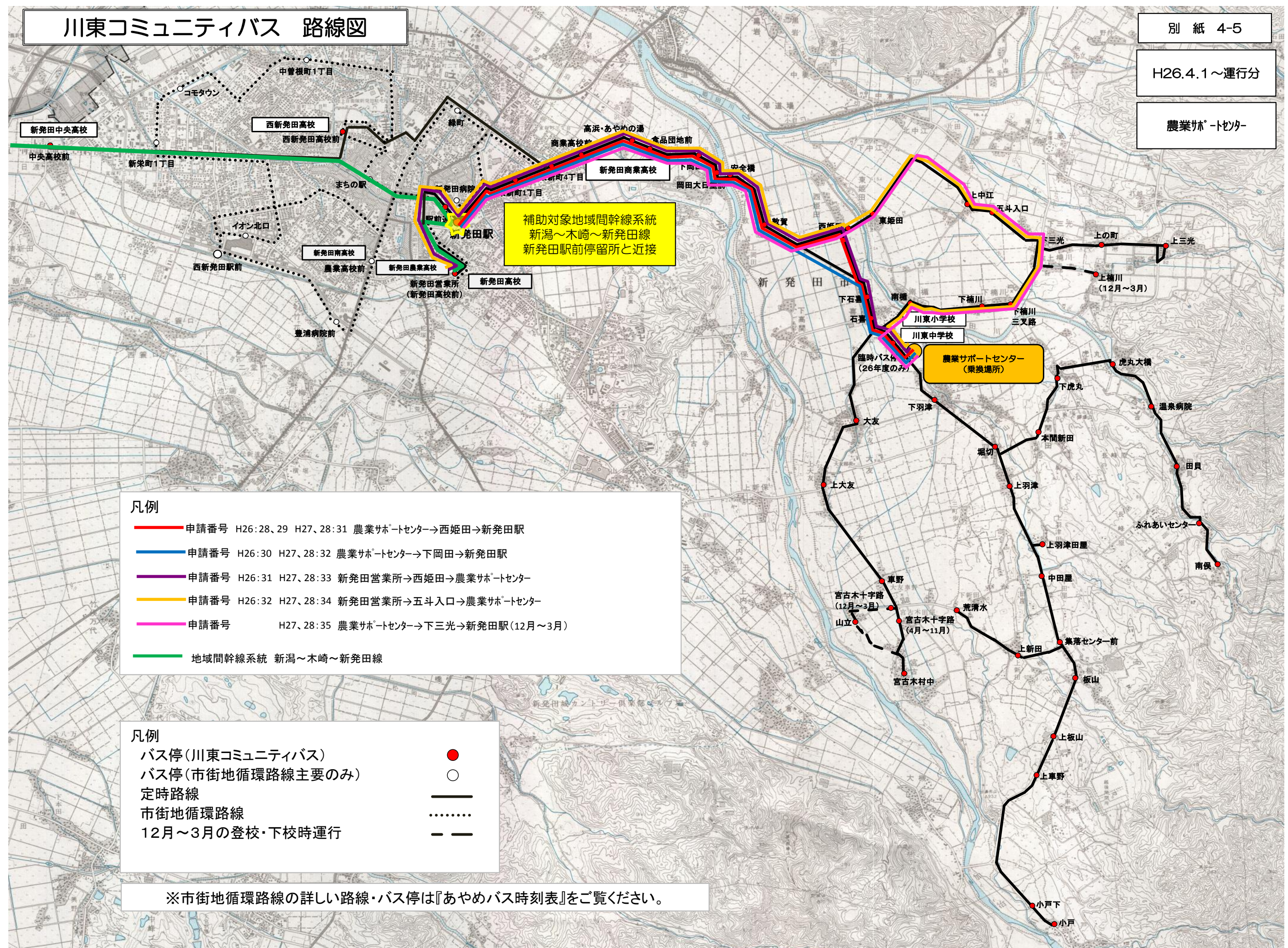
農業サポートセンター

補助対象地域間幹線系統
新潟～木崎～新発田線
新発田駅前停留所と近接

- 凡例
- 申請番号 H26:28、29 H27、28:31 農業サポートセンター→西姫田→新発田
 - 申請番号 H26:30 H27、28:32 農業サポートセンター→下岡田→新発田
 - 申請番号 H26:31 H27、28:33 新発田営業所→西姫田→農業サポートセンター
 - 申請番号 H26:32 H27、28:34 新発田営業所→五斗入口→農業サポートセンター
 - 申請番号 H27、28:35 農業サポートセンター→下三光→新発田(12月～3月)
 - 地域間幹線系統 新潟～木崎～新発田線

- 凡例
- バス停(川東コミュニティバス) ●
 - バス停(市街地循環路線主要のみ) ○
 - 定時路線 ———
 - 市街地循環路線
 - 12月～3月の登校・下校時運行 - - -

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。



川東コミュニティバス時刻表

平成26年4月1日
●土曜・日曜日、祝日、8月13日～16日及び12月29日～1月3日は廃止します。

【平成26年4月1日～11月28日ダイヤ】
○路線図やバスの乗り方・降り方、運賃表などは別紙をご覧ください。
○12月1日からの時刻表は11月発行予定です。

新発田駅方面行き

Table with columns for route (e.g., 古宮木村中方面から), departure times, and destinations. Includes a small diagram of the route.

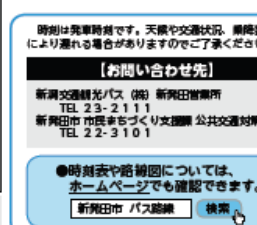
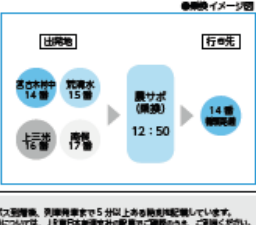
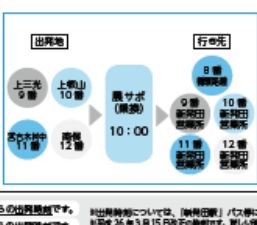
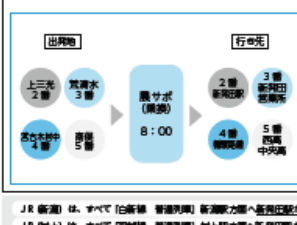
Table with columns for route (e.g., 上板山・荒瀬水・小戸方面から), departure times, and destinations.

Table with columns for route (e.g., 南俣方面から), departure times, and destinations.

Table with columns for route (e.g., 三光方面から), departure times, and destinations.

Table with columns for route (e.g., 農サボから), departure times, and destinations.

○「農サボ」は「農サボポートセンター」の発着です。



時刻表は発車時刻です。天候や交通状況、乗客数などにより遅れる場合がありますのでご了承ください。
【お問い合わせ先】
新潟交通観光バス(株) 新発田営業所
TEL 23-2111
新発田市 市民まちづくり課 公共交通対策係
TEL 22-3101

川東コミュニティバス時刻表

平成26年4月1日
●土曜・日曜日、祝日、8月13日～16日及び12月29日～1月3日は廃止します。

【平成26年4月1日～11月28日ダイヤ】
○路線図やバスの乗り方・降り方、運賃表などは別紙をご覧ください。
○12月1日からの時刻表は11月発行予定です。

川東地区方面行き

新発田駅：②番のりば

Table with columns for route (e.g., 古宮木村中方面行き), departure times, and destinations.

Table with columns for route (e.g., 上板山・荒瀬水・小戸方面行き), departure times, and destinations.

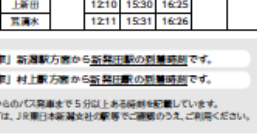
Table with columns for route (e.g., 南俣方面行き), departure times, and destinations.

Table with columns for route (e.g., 三光方面行き), departure times, and destinations.

Table with columns for route (e.g., 農サボ行き), departure times, and destinations.

○「農サボ」は「農サボポートセンター」の発着です。

JR(新発田)は、すべて「白新線 新発田駅」新発田方面から新発田駅へ到着します。
JR(村上)は、すべて「羽越線 新発田駅」村上方面から新発田駅へ到着します。



JR(新発田)は、すべて「白新線 新発田駅」新発田方面から新発田駅へ到着します。
JR(村上)は、すべて「羽越線 新発田駅」村上方面から新発田駅へ到着します。

時刻表については、列車時刻表「JR新発田」バス乗り場から新発田まで5分以上ある時刻表を参照してください。
※平成26年3月15日改正の時刻表です。新しい時刻表については、JR新発田駅南口駅前バス停の時刻表をご覧ください。

時刻表は発車時刻です。天候や交通状況、乗客数などにより遅れる場合がありますのでご了承ください。
【お問い合わせ先】
新潟交通観光バス(株) 新発田営業所
TEL 23-2111
新発田市 市民まちづくり課 公共交通対策係
TEL 22-3101

時刻表は発車時刻です。天候や交通状況、乗客数などにより遅れる場合がありますのでご了承ください。
【お問い合わせ先】
新潟交通観光バス(株) 新発田営業所
TEL 23-2111
新発田市 市民まちづくり課 公共交通対策係
TEL 22-3101

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[乗合バス型 (路線定期・路線不定期) 運行]用)

事業者名	新潟交通観光バス株式会社
------	--------------

平成26年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	811,906 千円	営業外収益	2,378 千円	経常収益(イ)	814,284 千円
	営業費用	945,408 千円	営業外費用	313 千円	経常費用(ロ)	945,721 千円
	営業損益	133,502 千円	営業外損益	2,065 千円	経常損益	131,437 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,663,876.0 km			経常収支率	86.10 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	777,016 千円	営業外収益	1,972 千円	経常収益(イ')	778,988 千円
	営業費用	931,214 千円	営業外費用	257 千円	経常費用(ロ')	931,471 千円
	営業損益	154,198 千円	営業外損益	1,715 千円	経常損益	152,483 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,621,804.2 km			経常収支率	83.62 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	798,382 千円	営業外収益	1,244 千円	経常収益(イ'')	799,626 千円
	営業費用	909,410 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	909,410 千円
	営業損益	111,028 千円	営業外損益	1,244 千円	経常損益	109,784 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	3,647,906.7 km			経常収支率	87.92 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
羽越(一般乗合)	249円.29銭	257円.18銭	258円.12銭	1.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
羽越(一般乗合)	262円68銭	316円18銭	262円68銭	222円24銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率 (チ - (リ + ヌ)) ÷ チ = ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル				
羽越(一般乗合)	1	外回り (大栄町2丁目 経由)3月31日まで	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	182 日	910.0 回	往 15.9km 復 0.0km	(平均) 15.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	14,287.0km
羽越(一般乗合)	2	外回り (豊浦病院前 経由)3月31日まで	新発田 駅	農業高校 前	新発田 営業所	182 日	727.0 回	往 16.3km 復 0.0km	16.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	11,851.1km
羽越(一般乗合)	3	内回り (大栄町2丁目 経由)3月31日まで	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	182 日	1,091.0 回	往 15.7km 復 0.0km	15.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	17,129.7km
羽越(一般乗合)	4	内回り (豊浦病院前 経由)3月31日まで	新発田 駅	農業高校 前	新発田 営業所	182 日	364.0 回	往 16.1km 復 0.0km	16.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	5,860.4km
羽越(一般乗合)	5	外回り (大栄町2丁目 経由)4月1日から	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	183 日	857.0 回	往 16.8km 復 0.0km	16.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	14,638.6km
羽越(一般乗合)	6	外回り (豊浦病院前 経由)4月1日から	新発田 駅	農業高校 前	新発田 営業所	183 日	366.0 回	往 17.2km 復 0.0km	17.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	6,295.2km
羽越(一般乗合)	7	内回り (大栄町2丁目 経由)4月1日から	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	183 日	799.0 回	往 16.6km 復 0.0km	16.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	13,446.4km
羽越(一般乗合)	8	内回り (豊浦病院前 経由)4月1日から	新発田 駅	農業高校 前	新発田 営業所	183 日	366.0 回	往 17.0km 復 0.0km	17.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	6,222.0km
羽越(一般乗合)	9	外回り (東新町2丁目 経由)4月1日から	新発田 営業所	東新町2 丁目	新発田 駅	125 日	125.0 回	往 18.7km 復 0.0km	18.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	2,337.5km
羽越(一般乗合)	10	外回り (緑町経由なし)4 月1日から	新発田 駅	農業高校 前	新発田 営業所	125 日	250.0 回	往 14.6km 復 0.0km	14.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	3,650.0km
羽越(一般乗合)	11	内回り (城北町NT起点)4 月1日から	城北町 NT-ター ン	大栄町2 丁目	新発田 駅	125 日	125.0 回	往 10.6km 復 0.0km	10.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	1,325.0km
羽越(一般乗合)	12	川東3バス 外回り 4月1日から	宮古木 村中	市街地循 環線	新発田 営業所	125 日	250.0 回	往 28.2km 復 0.0km	28.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	7,050.0km

羽越(一般乗合)	13	川東ｺﾓﾊﾞｽ 外回り 4月1日から	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	市街地循 環線	新発田 営業所	125	日	125.0	回	往 23.6km 復 0.0km	23.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,950.0km
羽越(一般乗合)	14	川東ｺﾓﾊﾞｽ(宮古 木村中方面)4月1 日から	宮古木 村中	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	新発田 駅	122	日	122.0	回	往 11.0km 復 11.0km	11.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,684.0km
羽越(一般乗合)	15	川東ｺﾓﾊﾞｽ(宮古 木村中方面)4月1 日から	宮古木 村中	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	新発田 営業所	122	日	61.0	回	往 12.2km 復 12.2km	12.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,488.4km
羽越(一般乗合)	16	川東ｺﾓﾊﾞｽ(宮古 木村中方面)4月1 日から	宮古木 村中	西姫田	新発田 営業所	122	日	122.0	回	往 12.4km 復 12.4km	12.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	3,025.6km
羽越(一般乗合)	17	川東ｺﾓﾊﾞｽ(上板 山・荒清水・小戸 方面)4月1日から	荒清水	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	新発田 営業所	122	日	61.0	回	往 20.0km 復 20.0km	20.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,440.0km
羽越(一般乗合)	18	川東ｺﾓﾊﾞｽ(上板 山・荒清水・小戸 方面)4月1日から	上板山	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	新発田 営業所	122	日	61.0	回	往 12.6km 復 12.6km	12.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,537.2km
羽越(一般乗合)	19	川東ｺﾓﾊﾞｽ(上板 山・荒清水・小戸 方面)4月1日から	新発田 駅	下岡田	上板山	122	日	61.0	回	往 10.9km 復 10.9km	10.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,329.8km
羽越(一般乗合)	20	川東ｺﾓﾊﾞｽ(南俣 方面)4月1日から	南俣	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	新発田 営業所	122	日	61.0	回	往 13.8km 復 13.8km	13.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,683.6km
羽越(一般乗合)	21	川東ｺﾓﾊﾞｽ(三光 方面)4月1日から	上三光	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	新発田 駅	122	日	61.0	回	往 10.3km 復 10.3km	10.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,256.6km
羽越(一般乗合)	22	川東ｺﾓﾊﾞｽ(三光 方面)4月1日から	新発田 駅	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	上三光	122	日	61.0	回	往 10.2km 復 10.2km	10.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,244.4km
羽越(一般乗合)	23	川東ｺﾓﾊﾞｽ(三光 方面)4月1日から	上三光	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	新発田 営業所	122	日	61.0	回	往 11.7km 復 11.7km	11.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,427.4km
羽越(一般乗合)	24	川東ｺﾓﾊﾞｽ(三光 方面)4月1日から	下三光	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	新発田 駅	122	日	122.0	回	往 8.9km 復 8.9km	8.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,171.6km
羽越(一般乗合)	25	川東ｺﾓﾊﾞｽ(三光 方面)6月2日から	新発田 駅	西姫田	上三光	81	日	40.5	回	往 9.5km 復 9.5km	9.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	769.5km
羽越(一般乗合)	26	川東ｺﾓﾊﾞｽ(三光 方面)4月1日から	新発田 営業所	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	上中江	122	日	61.0	回	往 14.2km 復 14.2km	14.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,732.4km
羽越(一般乗合)	27	川東ｺﾓﾊﾞｽ(三光 方面)4月1日から	新発田 駅	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	上中江	122	日	61.0	回	往 12.8km 復 12.8km	12.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,561.6km
羽越(一般乗合)	28	川東ｺﾓﾊﾞｽ(農業 サﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ)4月1 日から	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	西姫田	新発田 駅	122	日	244.0	回	往 6.4km 復 6.4km	6.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	3,123.2km
羽越(一般乗合)	29	川東ｺﾓﾊﾞｽ(農業 サﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ)4月 ～5月末	新発田 駅	西姫田	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	41	日	20.5	回	往 6.4km 復 6.4km	6.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	262.4km
羽越(一般乗合)	30	川東ｺﾓﾊﾞｽ(農業 サﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ)4月1 日から	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	下岡田	新発田 駅	122	日	61.0	回	往 6.2km 復 6.2km	6.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	756.4km
羽越(一般乗合)	31	川東ｺﾓﾊﾞｽ(農業 サﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ)4月1 日から	新発田 営業所	西姫田	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	122	日	244.0	回	往 7.8km 復 7.8km	7.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	3,806.4km
羽越(一般乗合)	32	川東ｺﾓﾊﾞｽ(農業 サﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ)4月1 日から	新発田 営業所	五斗入口	農業サ ﾎｰﾄﾚﾝﾀｰ	104	日	52.0	回	往 11.7km 復 11.7km	11.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,216.8km
合計		系統								往 419.7km 復 192.4km	419.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		140,560.2km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキ口当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ・カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちのいずれか少ないほうの額) ラ
羽越(一般乗合)	1	3,752,909 円	74円.97銭	1,071,097 円	2,681,812 円	2,681,812 円	2,681 千円	1,340.5 千円		
羽越(一般乗合)	2	3,113,046 円	74円.97銭	888,477 円	2,224,569 円	2,224,569 円	2,224 千円	1,112.0 千円		
羽越(一般乗合)	3	4,499,629 円	74円.97銭	1,284,214 円	3,215,415 円	3,215,415 円	3,215 千円	1,607.5 千円		
羽越(一般乗合)	4	1,539,409 円	74円.97銭	439,355 円	1,100,054 円	1,100,054 円	1,100 千円	550.0 千円		
羽越(一般乗合)	5	3,845,267 円	74円.97銭	1,097,456 円	2,747,811 円	2,747,811 円	2,747 千円	1,373.5 千円		
羽越(一般乗合)	6	1,653,623 円	74円.97銭	471,952 円	1,181,671 円	1,181,671 円	1,181 千円	590.5 千円		
羽越(一般乗合)	7	3,532,100 円	74円.97銭	1,008,077 円	2,524,023 円	2,524,023 円	2,524 千円	1,262.0 千円		
羽越(一般乗合)	8	1,634,394 円	74円.97銭	466,464 円	1,167,930 円	1,167,930 円	1,167 千円	583.5 千円		
羽越(一般乗合)	9	614,014 円	74円.97銭	175,243 円	438,771 円	438,771 円	438 千円	219.0 千円		
羽越(一般乗合)	10	958,782 円	74円.97銭	273,641 円	685,141 円	685,141 円	685 千円	342.5 千円		
羽越(一般乗合)	11	348,051 円	74円.97銭	99,336 円	248,715 円	248,715 円	248 千円	124.0 千円		
羽越(一般乗合)	12	1,851,894 円	74円.97銭	528,539 円	1,323,355 円	1,323,355 円	1,323 千円	661.5 千円		
羽越(一般乗合)	13	774,906 円	74円.97銭	221,162 円	553,744 円	553,744 円	553 千円	276.5 千円		
羽越(一般乗合)	14	705,033 円	15円.17銭	40,717 円	664,316 円	664,316 円	664 千円	332.0 千円		
羽越(一般乗合)	15	390,972 円	15円.17銭	22,580 円	368,392 円	368,392 円	368 千円	184.0 千円		
羽越(一般乗合)	16	794,764 円	15円.17銭	45,899 円	748,865 円	748,865 円	748 千円	374.0 千円		
羽越(一般乗合)	17	640,939 円	15円.17銭	37,015 円	603,924 円	603,924 円	603 千円	301.5 千円		
羽越(一般乗合)	18	403,791 円	15円.17銭	23,320 円	380,471 円	380,471 円	380 千円	190.0 千円		
羽越(一般乗合)	19	349,311 円	15円.17銭	20,174 円	329,137 円	329,137 円	329 千円	164.5 千円		
羽越(一般乗合)	20	442,248 円	15円.17銭	25,541 円	416,707 円	416,707 円	416 千円	208.0 千円		
羽越(一般乗合)	21	330,083 円	15円.17銭	19,063 円	311,020 円	311,020 円	311 千円	155.5 千円		
羽越(一般乗合)	22	326,878 円	15円.17銭	18,878 円	308,000 円	308,000 円	308 千円	154.0 千円		
羽越(一般乗合)	23	374,949 円	15円.17銭	21,654 円	353,295 円	353,295 円	353 千円	176.5 千円		
羽越(一般乗合)	24	570,435 円	15円.17銭	32,944 円	537,491 円	537,491 円	537 千円	268.5 千円		
羽越(一般乗合)	25	202,132 円	15円.17銭	11,674 円	190,458 円	190,458 円	190 千円	95.0 千円		
羽越(一般乗合)	26	455,066 円	15円.17銭	26,281 円	428,785 円	428,785 円	428 千円	214.0 千円		
羽越(一般乗合)	27	410,201 円	15円.17銭	23,690 円	386,511 円	386,511 円	386 千円	193.0 千円		
羽越(一般乗合)	28	820,402 円	15円.17銭	47,379 円	773,023 円	773,023 円	773 千円	386.5 千円		
羽越(一般乗合)	29	68,927 円	15円.17銭	3,981 円	64,946 円	64,946 円	64 千円	32.0 千円		

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
9. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
10. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
11. 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
12. 「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
14. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
15. 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
16. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。
17. 「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[乗合バス型 (路線定期・路線不定期) 運行]用)

事業者名	新潟交通観光バス株式会社
------	--------------

平成27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	811,906 千円	営業外収益	2,378 千円	経常収益(イ)	814,284 千円
	営業費用	945,408 千円	営業外費用	313 千円	経常費用(ロ)	945,721 千円
	営業損益	133,502 千円	営業外損益	2,065 千円	経常損益	131,437 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,663,876.0 km			経常収支率	86.10 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	777,016 千円	営業外収益	1,972 千円	経常収益(イ')	778,988 千円
	営業費用	931,214 千円	営業外費用	257 千円	経常費用(ロ')	931,471 千円
	営業損益	154,198 千円	営業外損益	1,715 千円	経常損益	152,483 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,621,804.2 km			経常収支率	83.62 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	798,382 千円	営業外収益	1,244 千円	経常収益(イ'')	799,626 千円
	営業費用	909,410 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	909,410 千円
	営業損益	111,028 千円	営業外損益	1,244 千円	経常損益	109,784 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	3,647,906.7 km			経常収支率	87.92 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
羽越(一般乗合)	249円.29銭	257円.18銭	258円.12銭	1.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ \div ハ
羽越(一般乗合)	262円68銭	316円18銭	262円68銭	222円24銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率 (チ - (リ + ヌ)) \div チ = ル	計画実車走行キロ ヲ		
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル						
羽越(一般乗合)	1	外回り (大栄町2丁目経由)	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	365	日	1,704.0	回	往 16.8km 復 0.0km	(平均) 16.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	29,113.2km
羽越(一般乗合)	2	外回り (豊浦病院前経由)	新発田 駅	農業高校 前	新発田 営業所	365	日	730.0	回	往 17.2km 復 0.0km	17.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	12,556.0km
羽越(一般乗合)	3	内回り (大栄町2丁目経由)	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	365	日	1,583.0	回	往 16.6km 復 0.0km	16.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	26,642.8km
羽越(一般乗合)	4	内回り (豊浦病院前経由)	新発田 駅	農業高校 前	新発田 営業所	365	日	730.0	回	往 17.0km 復 0.0km	17.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	12,410.0km
羽越(一般乗合)	5	外回り (東新町2丁目経由)	新発田 営業所	東新町2 丁目	新発田 駅	244	日	244.0	回	往 18.7km 復 0.0km	18.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	4,562.8km
羽越(一般乗合)	6	外回り (緑町経由なし)	新発田 駅	農業高校 前	新発田 営業所	244	日	488.0	回	往 14.6km 復 0.0km	14.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	7,124.8km
羽越(一般乗合)	7	内回り (城北町NT起点)	城北町 ニューク ン	大栄町2 丁目	新発田 駅	244	日	244.0	回	往 10.6km 復 0.0km	10.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	2,586.4km
羽越(一般乗合)	8	川東バス 外回り (4月~11月)	宮古木 村中	市街地循 環線	新発田 営業所	163	日	326.0	回	往 28.2km 復 0.0km	28.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	9,193.2km
羽越(一般乗合)	9	川東バス 外回り (12月~3月)	宮古木 村中	山立経由 市街地循 環線	新発田 営業所	81	日	162.0	回	往 28.9km 復 0.0km	28.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	4,681.8km
羽越(一般乗合)	10	川東バス 外回り	農業サ ホ-トン ター	市街地循 環線	新発田 営業所	244	日	244.0	回	往 23.6km 復 0.0km	23.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	5,758.4km
羽越(一般乗合)	11	川東バス(宮古 木村中方面)	宮古木 村中	農業サ ホ-トン ター	新発田 駅	240	日	240.0	回	往 11.0km 復 11.0km	11.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	5,280.0km
羽越(一般乗合)	12	川東バス(宮古 木村中方面)	宮古木 村中	農業サ ホ-トン ター	新発田 営業所	240	日	120.0	回	往 12.2km 復 12.2km	12.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000 %	2,928.0km

羽越(一般乗合)	13	川東コバス(宮古木村中方面)	宮古木村中	西姫田	新発田営業所	240	日	200.5	回	往 12.4km 復 12.4km	12.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	4,972.4km
羽越(一般乗合)	14	川東コバス(宮古木村中方面)12月~3月	新発田営業所	山立	宮古木村中	79	日	39.5	回	往 13.1km 復 13.1km	13.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,034.9km
羽越(一般乗合)	15	川東コバス(上板山・荒清水・小戸方面)	荒清水	農業サポーター	新発田営業所	240	日	120.0	回	往 20.0km 復 20.0km	20.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	4,800.0km
羽越(一般乗合)	16	川東コバス(上板山・荒清水・小戸方面)	上板山	農業サポーター	新発田営業所	240	日	120.0	回	往 12.6km 復 12.6km	12.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	3,024.0km
羽越(一般乗合)	17	川東コバス(上板山・荒清水・小戸方面)	新発田駅	下岡田	上板山	240	日	120.0	回	往 10.9km 復 10.9km	10.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,616.0km
羽越(一般乗合)	18	川東コバス(南俣方面)	南俣	農業サポーター	新発田営業所	240	日	120.0	回	往 13.8km 復 13.8km	13.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	3,312.0km
羽越(一般乗合)	19	川東コバス(三光方面)4月~11月	上三光	農業サポーター	新発田駅	161	日	80.5	回	往 10.3km 復 10.3km	10.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,658.3km
羽越(一般乗合)	20	川東コバス(三光方面)	新発田駅	農業サポーター	上三光	240	日	120.0	回	往 10.2km 復 10.2km	10.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,448.0km
羽越(一般乗合)	21	川東コバス(三光方面)	上三光	農業サポーター	新発田営業所	240	日	120.0	回	往 11.7km 復 11.7km	11.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,808.0km
羽越(一般乗合)	22	川東コバス(三光方面)4月~11月	下三光	農業サポーター	新発田駅	161	日	161.0	回	往 8.9km 復 8.9km	8.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,865.8km
羽越(一般乗合)	23	川東コバス(三光方面)12月~3月	上楠川	農業サポーター	新発田駅	79	日	79.0	回	往 9.4km 復 9.4km	9.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,485.2km
羽越(一般乗合)	24	川東コバス(三光方面)12月~3月	農業サポーター	五斗入口	新発田営業所	79	日	39.5	回	往 11.7km 復 11.7km	11.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	924.3km
羽越(一般乗合)	25	川東コバス(三光方面)	新発田駅	西姫田	上三光	240	日	120.0	回	往 9.5km 復 9.5km	9.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,280.0km
羽越(一般乗合)	26	川東コバス(三光方面)4月~11月	新発田営業所	農業サポーター	上中江	161	日	80.5	回	往 14.2km 復 14.2km	14.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,286.2km
羽越(一般乗合)	27	川東コバス(三光方面)12月~3月	新発田営業所	農業サポーター	上楠川	79	日	39.5	回	往 13.9km 復 13.9km	13.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,098.1km
羽越(一般乗合)	28	川東コバス(三光方面)4月~11月	新発田駅	農業サポーター	上中江	161	日	80.5	回	往 12.8km 復 12.8km	12.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,060.8km
羽越(一般乗合)	29	川東コバス(三光方面)12月~3月	新発田駅	農業サポーター	上楠川	79	日	39.5	回	往 12.5km 復 12.5km	12.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	987.5km
羽越(一般乗合)	30	川東コバス(三光方面)12月~3月	上楠川	農業サポーター	新発田駅	79	日	39.5	回	往 11.8km 復 11.8km	11.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	932.2km
羽越(一般乗合)	31	川東コバス(農業サポーター)	農業サポーター	西姫田	新発田駅	240	日	440.5	回	往 6.4km 復 6.4km	6.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	5,638.4km
羽越(一般乗合)	32	川東コバス(農業サポーター)	農業サポーター	下岡田	新発田駅	240	日	120.0	回	往 6.2km 復 6.2km	6.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,488.0km
羽越(一般乗合)	33	川東コバス(農業サポーター)	農業サポーター	西姫田	新発田営業所	240	日	480.0	回	往 7.8km 復 7.8km	7.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	7,488.0km
羽越(一般乗合)	34	川東コバス(農業サポーター)	新発田営業所	五斗入口	農業サポーター	221	日	110.5	回	往 11.7km 復 11.7km	11.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,585.7km
羽越(一般乗合)	35	川東コバス(農業サポーター)12月~3月	農業サポーター	下三光	新発田駅	79	日	39.5	回	往 10.3km 復 10.3km	10.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	813.7km
合計		系統								往 455.8km 復 263.6km	455.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		182,444.9km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキ口当たり 経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワ・カ=ヨ	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうまいず れが少ないほうの額) ラ
羽越(一般乗合)	1	7,647,455 円	74円.97銭	2,182,617 円	5,464,838 円	5,464,838 円	5,464 千円	2,732.0 千円		
羽越(一般乗合)	2	3,298,210 円	74円.97銭	941,324 円	2,356,886 円	2,356,886 円	2,356 千円	1,178.0 千円		
羽越(一般乗合)	3	6,998,530 円	74円.97銭	1,997,411 円	5,001,119 円	5,001,119 円	5,001 千円	2,500.5 千円		
羽越(一般乗合)	4	3,259,858 円	74円.97銭	930,378 円	2,329,480 円	2,329,480 円	2,329 千円	1,164.5 千円		
羽越(一般乗合)	5	1,198,556 円	74円.97銭	342,074 円	856,482 円	856,482 円	856 千円	428.0 千円		
羽越(一般乗合)	6	1,871,542 円	74円.97銭	534,147 円	1,337,395 円	1,337,395 円	1,337 千円	668.5 千円		
羽越(一般乗合)	7	679,395 円	74円.97銭	193,903 円	485,492 円	485,492 円	485 千円	242.5 千円		
羽越(一般乗合)	8	2,414,869 円	74円.97銭	689,215 円	1,725,654 円	1,725,654 円	1,725 千円	862.5 千円		
羽越(一般乗合)	9	1,229,815 円	74円.97銭	350,995 円	878,820 円	878,820 円	878 千円	439.0 千円		
羽越(一般乗合)	10	1,512,616 円	74円.97銭	431,708 円	1,080,908 円	1,080,908 円	1,080 千円	540.0 千円		
羽越(一般乗合)	11	1,386,950 円	15円.17銭	80,098 円	1,306,852 円	1,306,852 円	1,306 千円	653.0 千円		
羽越(一般乗合)	12	769,127 円	15円.17銭	44,418 円	724,709 円	724,709 円	724 千円	362.0 千円		
羽越(一般乗合)	13	1,306,150 円	15円.17銭	75,432 円	1,230,718 円	1,230,718 円	1,230 千円	615.0 千円		
羽越(一般乗合)	14	271,847 円	15円.17銭	15,700 円	256,147 円	256,147 円	256 千円	128.0 千円		
羽越(一般乗合)	15	1,260,864 円	15円.17銭	72,816 円	1,188,048 円	1,188,048 円	1,188 千円	594.0 千円		
羽越(一般乗合)	16	794,344 円	15円.17銭	45,875 円	748,469 円	748,469 円	748 千円	374.0 千円		
羽越(一般乗合)	17	687,170 円	15円.17銭	39,685 円	647,485 円	647,485 円	647 千円	323.5 千円		
羽越(一般乗合)	18	869,996 円	15円.17銭	50,244 円	819,752 円	819,752 円	819 千円	409.5 千円		
羽越(一般乗合)	19	435,602 円	15円.17銭	25,157 円	410,445 円	410,445 円	410 千円	205.0 千円		
羽越(一般乗合)	20	643,040 円	15円.17銭	37,137 円	605,903 円	605,903 円	605 千円	302.5 千円		
羽越(一般乗合)	21	737,605 円	15円.17銭	42,598 円	695,007 円	695,007 円	695 千円	347.5 千円		
羽越(一般乗合)	22	752,788 円	15円.17銭	43,475 円	709,313 円	709,313 円	709 千円	354.5 千円		
羽越(一般乗合)	23	390,132 円	15円.17銭	22,531 円	367,601 円	367,601 円	367 千円	183.5 千円		
羽越(一般乗合)	24	242,795 円	15円.17銭	14,022 円	228,773 円	228,773 円	228 千円	114.0 千円		
羽越(一般乗合)	25	598,910 円	15円.17銭	34,588 円	564,322 円	564,322 円	564 千円	282.0 千円		
羽越(一般乗合)	26	600,539 円	15円.17銭	34,682 円	565,857 円	565,857 円	565 千円	282.5 千円		
羽越(一般乗合)	27	288,448 円	15円.17銭	16,659 円	271,789 円	271,789 円	271 千円	135.5 千円		
羽越(一般乗合)	28	541,330 円	15円.17銭	31,263 円	510,067 円	510,067 円	510 千円	255.0 千円		
羽越(一般乗合)	29	259,396 円	15円.17銭	14,981 円	244,415 円	244,415 円	244 千円	122.0 千円		

羽越(一般乗合)	22	709,313 円																				
羽越(一般乗合)	23	367,601 円																				
羽越(一般乗合)	24	228,773 円																				
羽越(一般乗合)	25	564,322 円																				
羽越(一般乗合)	26	565,857 円																				
羽越(一般乗合)	27	271,789 円																				
羽越(一般乗合)	28	510,067 円																				
羽越(一般乗合)	29	244,415 円																				
羽越(一般乗合)	30	230,728 円																				
羽越(一般乗合)	31	1,395,559 円																				
羽越(一般乗合)	32	368,294 円																				
羽越(一般乗合)	33	1,853,354 円																				
羽越(一般乗合)	34	639,985 円																				
羽越(一般乗合)	35	201,398 円																				
合計		38,302,064 円	19,161,064 円	円	%	円	%	19,161,064 円	100.0%	円	%	新発田市地域公共交通活性化協議会										

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷ 2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1+(h \div 2))^2 = j$
羽越(一般乗合)	1	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	2	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	3	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	4	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	5	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	6	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	7	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	8	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	9	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	10	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	11	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	12	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	13	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	14	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	15	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	16	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	17	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	18	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	19	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	20	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	21	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	22	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	23	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	24	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	25	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	26	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭

羽越(一般乗合)	27	円	銭	円	銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	28	円	銭	円	銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	29	円	銭	円	銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	30	円	銭	円	銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	31	円	銭	円	銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	32	円	銭	円	銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	33	円	銭	円	銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	34	円	銭	円	銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	35	円	銭	円	銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[乗合バス型 (路線定期・路線不定期) 運行]用)

事業者名	新潟交通観光バス株式会社
------	--------------

平成28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	811,906 千円	営業外収益	2,378 千円	経常収益(イ)	814,284 千円
	営業費用	945,408 千円	営業外費用	313 千円	経常費用(ロ)	945,721 千円
	営業損益	133,502 千円	営業外損益	2,065 千円	経常損益	131,437 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,663,876.0 km			経常収支率	86.10 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	777,016 千円	営業外収益	1,972 千円	経常収益(イ')	778,988 千円
	営業費用	931,214 千円	営業外費用	257 千円	経常費用(ロ')	931,471 千円
	営業損益	154,198 千円	営業外損益	1,715 千円	経常損益	152,483 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,621,804.2 km			経常収支率	83.62 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	798,382 千円	営業外収益	1,244 千円	経常収益(イ'')	799,626 千円
	営業費用	909,410 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	909,410 千円
	営業損益	111,028 千円	営業外損益	1,244 千円	経常損益	109,784 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	3,647,906.7 km			経常収支率	87.92 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
羽越(一般乗合)	249円.29銭	257円.18銭	258円.12銭	1.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
羽越(一般乗合)	262円68銭	316円18銭	262円68銭	222円24銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗入れ部分以外のキ ロ程の比率 (チ - (リ + ヌ)) ÷ チ = ル	計画実車走行キロ ヲ		
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル						
羽越(一般乗合)	1	外回り (大栄町2丁目経由)	新発田駅	大栄町2丁目	新発田営業所	366	日	1,710.0	回	往 16.8km 復 0.0km	(平均) 16.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	29,214.0km
羽越(一般乗合)	2	外回り (豊浦病院前経由)	新発田駅	農業高校前	新発田営業所	366	日	732.0	回	往 17.2km 復 0.0km	17.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	12,590.4km
羽越(一般乗合)	3	内回り (大栄町2丁目経由)	新発田駅	大栄町2丁目	新発田営業所	366	日	1,590.0	回	往 16.6km 復 0.0km	16.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	26,760.0km
羽越(一般乗合)	4	内回り (豊浦病院前経由)	新発田駅	農業高校前	新発田営業所	366	日	732.0	回	往 17.0km 復 0.0km	17.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	12,444.0km
羽越(一般乗合)	5	外回り (東新町2丁目経由)	新発田営業所	東新町2丁目	新発田駅	246	日	246.0	回	往 18.7km 復 0.0km	18.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	4,600.2km
羽越(一般乗合)	6	外回り (緑町経由なし)	新発田駅	農業高校前	新発田営業所	246	日	492.0	回	往 14.6km 復 0.0km	14.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	7,183.2km
羽越(一般乗合)	7	内回り (城北町NT起点)	城北町 ニュータウン	大栄町2丁目	新発田駅	246	日	246.0	回	往 10.6km 復 0.0km	10.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,607.6km
羽越(一般乗合)	8	川東ｺﾞﾊﾞｽ 外回り (4月～11月)	宮古木 村中	市街地循環線	新発田 営業所	164	日	328.0	回	往 28.2km 復 0.0km	28.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	9,249.6km
羽越(一般乗合)	9	川東ｺﾞﾊﾞｽ 外回り (12月～3月)	宮古木 村中	山立経由 市街地循環線	新発田 営業所	82	日	164.0	回	往 28.9km 復 0.0km	28.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	4,739.6km
羽越(一般乗合)	10	川東ｺﾞﾊﾞｽ 外回り	農業サ ホ-トン ター	市街地循環線	新発田 営業所	246	日	246.0	回	往 23.6km 復 0.0km	23.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	5,805.6km
羽越(一般乗合)	11	川東ｺﾞﾊﾞｽ(宮古 木村中方面)	宮古木 村中	農業サ ホ-トン ター	新発田 駅	241	日	241.0	回	往 11.0km 復 11.0km	11.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	5,302.0km
羽越(一般乗合)	12	川東ｺﾞﾊﾞｽ(宮古 木村中方面)	宮古木 村中	農業サ ホ-トン ター	新発田 営業所	241	日	120.5	回	往 12.2km 復 12.2km	12.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,940.2km

羽越(一般 乗合)	13	川東ｺﾝﾊﾞｽ(宮古 木村中方面)	宮古木 村中	西姫田	新発田 営業所	241	日	201.0	回	往 12.4km 復 12.4km	12.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	4,984.8km
羽越(一般 乗合)	14	川東ｺﾝﾊﾞｽ(宮古 木村中方面)12月 ~3月	新発田 営業所	山立	宮古木 村中	80	日	40.0	回	往 13.1km 復 13.1km	13.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,048.0km
羽越(一般 乗合)	15	川東ｺﾝﾊﾞｽ(上板 山・荒清水・小戸 方面)	荒清水	農業サ ボートセン ター	新発田 営業所	241	日	120.5	回	往 20.0km 復 20.0km	20.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	4,820.0km
羽越(一般 乗合)	16	川東ｺﾝﾊﾞｽ(上板 山・荒清水・小戸 方面)	上板山	農業サ ボートセン ター	新発田 営業所	241	日	120.5	回	往 12.6km 復 12.6km	12.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	3,036.6km
羽越(一般 乗合)	17	川東ｺﾝﾊﾞｽ(上板 山・荒清水・小戸 方面)	新発田 駅	下岡田	上板山	241	日	120.5	回	往 10.9km 復 10.9km	10.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,626.9km
羽越(一般 乗合)	18	川東ｺﾝﾊﾞｽ(南俣 方面)	南俣	農業サ ボートセン ター	新発田 営業所	241	日	120.5	回	往 13.8km 復 13.8km	13.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	3,325.8km
羽越(一般 乗合)	19	川東ｺﾝﾊﾞｽ(三光 方面)4月~11月	上三光	農業サ ボートセン ター	新発田 駅	161	日	80.5	回	往 10.3km 復 10.3km	10.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,658.3km
羽越(一般 乗合)	20	川東ｺﾝﾊﾞｽ(三光 方面)	新発田 駅	農業サ ボートセン ター	上三光	241	日	120.5	回	往 10.2km 復 10.2km	10.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,458.2km
羽越(一般 乗合)	21	川東ｺﾝﾊﾞｽ(三光 方面)	上三光	農業サ ボートセン ター	新発田 営業所	241	日	120.5	回	往 11.7km 復 11.7km	11.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,819.7km
羽越(一般 乗合)	22	川東ｺﾝﾊﾞｽ(三光 方面)4月~11月	下三光	農業サ ボートセン ター	新発田 駅	161	日	161.0	回	往 8.9km 復 8.9km	8.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,865.8km
羽越(一般 乗合)	23	川東ｺﾝﾊﾞｽ(三光 方面)12月~3月	上楠川	農業サ ボートセン ター	新発田 駅	80	日	80.0	回	往 9.4km 復 9.4km	9.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,504.0km
羽越(一般 乗合)	24	川東ｺﾝﾊﾞｽ(三光 方面)12月~3月	農業サ ボートセン ター	五斗入口	新発田 営業所	80	日	40.0	回	往 11.7km 復 11.7km	11.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	936.0km
羽越(一般 乗合)	25	川東ｺﾝﾊﾞｽ(三光 方面)	新発田 駅	西姫田	上三光	241	日	120.5	回	往 9.5km 復 9.5km	9.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,289.5km
羽越(一般 乗合)	26	川東ｺﾝﾊﾞｽ(三光 方面)4月~11月	新発田 営業所	農業サ ボートセン ター	上中江	161	日	80.5	回	往 14.2km 復 14.2km	14.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,286.2km
羽越(一般 乗合)	27	川東ｺﾝﾊﾞｽ(三光 方面)12月~3月	新発田 営業所	農業サ ボートセン ター	上楠川	80	日	40.0	回	往 13.9km 復 13.9km	13.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,112.0km
羽越(一般 乗合)	28	川東ｺﾝﾊﾞｽ(三光 方面)4月~11月	新発田 駅	農業サ ボートセン ター	上中江	161	日	80.5	回	往 12.8km 復 12.8km	12.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,060.8km
羽越(一般 乗合)	29	川東ｺﾝﾊﾞｽ(三光 方面)12月~3月	新発田 駅	農業サ ボートセン ター	上楠川	80	日	40.0	回	往 12.5km 復 12.5km	12.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,000.0km
羽越(一般 乗合)	30	川東ｺﾝﾊﾞｽ(三光 方面)12月~3月	上楠川	農業サ ボートセン ター	新発田 駅	80	日	40.0	回	往 11.8km 復 11.8km	11.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	944.0km
羽越(一般 乗合)	31	川東ｺﾝﾊﾞｽ(農業 サボートセン ター)	農業サ ボートセン ター	西姫田	新発田 駅	241	日	442.0	回	往 6.4km 復 6.4km	6.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	5,657.6km
羽越(一般 乗合)	32	川東ｺﾝﾊﾞｽ(農業 サボートセン ター)	農業サ ボートセン ター	下岡田	新発田 駅	241	日	120.5	回	往 6.2km 復 6.2km	6.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	1,494.2km
羽越(一般 乗合)	33	川東ｺﾝﾊﾞｽ(農業 サボートセン ター)	農業サ ボートセン ター	西姫田	新発田 営業所	241	日	482.0	回	往 7.8km 復 7.8km	7.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	7,519.2km
羽越(一般 乗合)	34	川東ｺﾝﾊﾞｽ(農業 サボートセン ター)	新発田 営業所	農業サ ボートセン ター	五斗入口	221	日	110.5	回	往 11.7km 復 11.7km	11.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	2,585.7km
羽越(一般 乗合)	35	川東ｺﾝﾊﾞｽ(農業 サボートセン ター)12月 ~3月	農業サ ボートセン ター	下三光	新発田 駅	80	日	40.0	回	往 10.3km 復 10.3km	10.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	824.0km
合計		系統								往 455.8km 復 263.6km	455.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		183,293.7km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 へ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキ口当たり 経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワ・カ=ヨ	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちの れが少ないほうの額) ラ
羽越(一般乗合)	1	7,673,933 円	74円.97銭	2,190,174 円	5,483,759 円	5,483,759 円	5,483 千円	2,741.5 千円		
羽越(一般乗合)	2	3,307,246 円	74円.97銭	943,903 円	2,363,343 円	2,363,343 円	2,363 千円	1,181.5 千円		
羽越(一般乗合)	3	7,029,316 円	74円.97銭	2,006,198 円	5,023,118 円	5,023,118 円	5,023 千円	2,511.5 千円		
羽越(一般乗合)	4	3,268,789 円	74円.97銭	932,927 円	2,335,862 円	2,335,862 円	2,335 千円	1,167.5 千円		
羽越(一般乗合)	5	1,208,380 円	74円.97銭	344,877 円	863,503 円	863,503 円	863 千円	431.5 千円		
羽越(一般乗合)	6	1,886,882 円	74円.97銭	538,525 円	1,348,357 円	1,348,357 円	1,348 千円	674.0 千円		
羽越(一般乗合)	7	684,964 円	74円.97銭	195,492 円	489,472 円	489,472 円	489 千円	244.5 千円		
羽越(一般乗合)	8	2,429,684 円	74円.97銭	693,443 円	1,736,241 円	1,736,241 円	1,736 千円	868.0 千円		
羽越(一般乗合)	9	1,244,998 円	74円.97銭	355,328 円	889,670 円	889,670 円	889 千円	444.5 千円		
羽越(一般乗合)	10	1,525,015 円	74円.97銭	435,246 円	1,089,769 円	1,089,769 円	1,089 千円	544.5 千円		
羽越(一般乗合)	11	1,392,729 円	15円.17銭	80,432 円	1,312,297 円	1,312,297 円	1,312 千円	656.0 千円		
羽越(一般乗合)	12	772,331 円	15円.17銭	44,603 円	727,728 円	727,728 円	727 千円	363.5 千円		
羽越(一般乗合)	13	1,309,407 円	15円.17銭	75,620 円	1,233,787 円	1,233,787 円	1,233 千円	616.5 千円		
羽越(一般乗合)	14	275,288 円	15円.17銭	15,899 円	259,389 円	259,389 円	259 千円	129.5 千円		
羽越(一般乗合)	15	1,266,117 円	15円.17銭	73,120 円	1,192,997 円	1,192,997 円	1,192 千円	596.0 千円		
羽越(一般乗合)	16	797,654 円	15円.17銭	46,066 円	751,588 円	751,588 円	751 千円	375.5 千円		
羽越(一般乗合)	17	690,034 円	15円.17銭	39,851 円	650,183 円	650,183 円	650 千円	325.0 千円		
羽越(一般乗合)	18	873,621 円	15円.17銭	50,453 円	823,168 円	823,168 円	823 千円	411.5 千円		
羽越(一般乗合)	19	435,602 円	15円.17銭	25,157 円	410,445 円	410,445 円	410 千円	205.0 千円		
羽越(一般乗合)	20	645,719 円	15円.17銭	37,291 円	608,428 円	608,428 円	608 千円	304.0 千円		
羽越(一般乗合)	21	740,678 円	15円.17銭	42,775 円	697,903 円	697,903 円	697 千円	348.5 千円		
羽越(一般乗合)	22	752,788 円	15円.17銭	43,475 円	709,313 円	709,313 円	709 千円	354.5 千円		
羽越(一般乗合)	23	395,070 円	15円.17銭	22,816 円	372,254 円	372,254 円	372 千円	186.0 千円		
羽越(一般乗合)	24	245,868 円	15円.17銭	14,200 円	231,668 円	231,668 円	231 千円	115.5 千円		
羽越(一般乗合)	25	601,405 円	15円.17銭	34,732 円	566,673 円	566,673 円	566 千円	283.0 千円		
羽越(一般乗合)	26	600,539 円	15円.17銭	34,682 円	565,857 円	565,857 円	565 千円	282.5 千円		
羽越(一般乗合)	27	292,100 円	15円.17銭	16,870 円	275,230 円	275,230 円	275 千円	137.5 千円		
羽越(一般乗合)	28	541,330 円	15円.17銭	31,263 円	510,067 円	510,067 円	510 千円	255.0 千円		
羽越(一般乗合)	29	262,680 円	15円.17銭	15,170 円	247,510 円	247,510 円	247 千円	123.5 千円		

羽越(一般乗合)	22	709,313 円											
羽越(一般乗合)	23	372,254 円											
羽越(一般乗合)	24	231,668 円											
羽越(一般乗合)	25	566,673 円											
羽越(一般乗合)	26	565,857 円											
羽越(一般乗合)	27	275,230 円											
羽越(一般乗合)	28	510,067 円											
羽越(一般乗合)	29	247,510 円											
羽越(一般乗合)	30	233,648 円											
羽越(一般乗合)	31	1,400,312 円											
羽越(一般乗合)	32	369,828 円											
羽越(一般乗合)	33	1,861,076 円											
羽越(一般乗合)	34	639,985 円											
羽越(一般乗合)	35	203,947 円											
合計		38,478,375 円	19,248,375 円	円	%	円	%	19,248,375 円	100.0%	円	%		新発田市地域公共交通活性化協議会

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2))^2 = j
羽越(一般乗合)	1	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	2	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	3	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	4	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	5	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	6	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	7	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	8	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	9	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	10	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21%	74円.97銭
羽越(一般乗合)	11	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	12	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	13	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	14	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	15	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	16	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	17	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	18	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	19	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	20	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	21	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	22	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	23	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	24	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	25	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭
羽越(一般乗合)	26	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00%	15円.17銭

羽越(一般乗合)	27	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00 %	15円.17銭
羽越(一般乗合)	28	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00 %	15円.17銭
羽越(一般乗合)	29	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00 %	15円.17銭
羽越(一般乗合)	30	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00 %	15円.17銭
羽越(一般乗合)	31	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00 %	15円.17銭
羽越(一般乗合)	32	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00 %	15円.17銭
羽越(一般乗合)	33	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00 %	15円.17銭
羽越(一般乗合)	34	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00 %	15円.17銭
羽越(一般乗合)	35	円 銭	円 銭	15円.17銭	0.00 %	15円.17銭

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

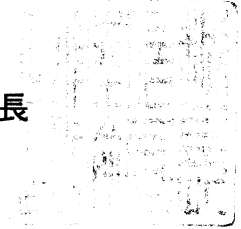
(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

北信企交第71号
平成26年3月12日

新発田市地域公共交通活性化協議会
会長 下妻 勇 殿

北陸信越運輸局長



地域協働推進事業計画認定通知書

平成26年2月24日付け地交協第22号で申請のあった地域協働推進事業計画については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第124条第3項の規定により認定することとしたので、同条第4項の規定により通知する。



様式第5-11 (日本工業規格A列4番)

地交協 第 22 号
平成26年2月24日

北陸信越運輸局長 殿

新潟県新発田市中心町4-10-4

新発田市地域公共交通活性化

会 長 下 妻 勇



地域協働推進事業計画認定申請書

地域協働推進事業の実施にあたって、別紙のとおり地域協働推進事業計画を作成しましたので、認定されるよう申請します。

添付書類

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に基づく地域公共交通総合連携計画

新発田市地域協働推進事業計画

(策定年月日) 平成26年2月18日

(名称) 新発田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域協働推進事業を実施しようとする地域

新発田市川東地域

2. 当該地域の公共交通の概要・問題点

・地理的条件等

当該地域は、市域の東端に位置し、加治川東岸から二王子西麓までの広大な田園地帯であり、鉄道や国道等の基幹道路はない地域となっている。また、近年、少子高齢化が進むにつれて、人口減少が進み、平成26年4月から、これまで地域内に3校あった小学校が統合となり1校になる。

・公共交通の現状・課題と今後の方策

当該地域の公共交通として、新潟交通観光バス(株)にて営業路線1系統、廃止代替路線3系統が運行されている。

営業路線は、平成23年4月より本格運行を開始した高校生通学支援の路線であり、平日の朝片道1便が運行されている。これは、平成20年まで、当該地域の高校生が、バス通学を行う際、新発田駅前で乗り換える必要があり、バスの利便性は低いものであった。このことから、地域で検討を行い、2か年の実証実験を経て、新発田駅前から、当該地域の石喜まで路線を延伸した路線となっている。

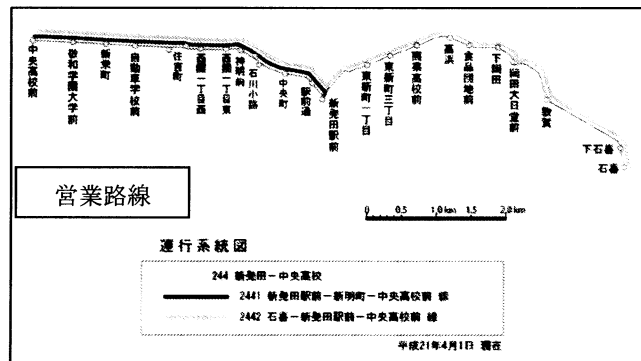
廃止代替路線は、新発田営業所から石喜の間までは、同一の経路となっており、その後、3つの方面に分岐している。また、当該地域から市街地や他の地域へバスで移動する際には、結節点である新発田駅前で乗り換えが必要となる。

運行本数は、新発田営業所から石喜の間で、平日往復13便、土曜往復12便、休日は運休となっている。地域の各集落までの運行となると、往復3便から5便まで減少となる。

また、当該地域は、従来の中型バス車両が入ることができない道路が多く、交通空白域となっている集落も多数存在している。

小学校の統合によって、通学支援のバスが必要となるため、これを契機に地域公共交通体系の見直しの検討を平成22年3月から地域が主体となって進められた。

その結果、通学支援の対象となる児童との混乗を基本とする路線の再編が固まり、統合小学校敷地内に結節点を新たに設置、小型車両導入による交通空白域の減少、定額運賃化、市街地循環路線への乗り入れなどが盛り込まれ、平成26年4月から川東地区のコミュニティバスが、新たに運行を開始する予定となっている。



3. 当該地域において地域協働推進事業を実施する必要性

当該地域では、小学校統廃合や地域公共交通などの課題を地域自らが検討するため、平成22年3月に地域課題検討委員会と各課題を検討する部会を地域課題検討委員会内に組織した。

新たな公共交通体系の構築に向けた検討は、バス路線沿線の住民や各学校のPTA会長などによって組織された公共交通検討部会によって行われており、前述のとおり、様々な検討がなされたところである。

なお、新発田市地域公共交通総合連携計画において、この部会を新発田市地域公共交通活性化協議会の分科会として位置付けをしている。

平成26年4月からの新たな川東地区のコミュニティバスを持続・発展させるためには、さらに、地域、事業者、行政などが一体となり協働・連携をし、利用促進活動などを行う必要があることから、地域協働推進事業を活用し、新発田市地域公共交通総合連携計画の公共交通活性化施策を基本とする取り組みを展開する必要がある。

4. 地域協働推進事業実施に際しての定量的目標

当該地域を運行するバス年間利用者数（地域内利用者）の増加を目標とする。

●現状

		H23年度		H24年度		H25年度	
		運行便数(便)	輸送人員(人)	運行便数(便)	輸送人員(人)	運行便数(便)	輸送人員(人)
営業路線	中央高校前	219	1,591	223	1,862	223	2,405
廃止代替路線	蔵光	2,364	6,730	2,364	5,738	2,364	6,208
	上板山	2,659	5,363	2,659	6,257	2,659	5,516
	宮古木村中	2,262	5,658	2,266	7,801	2,264	7,554
合計		7,504	19,342	7,512	21,658	7,510	21,683

- ・各年の10月1日から9月30日までを集計
- ・営業路線の輸送人員は、新潟交通観光バス(株)新発田営業所が実施した動態調査による、当該地域間における輸送人員
- ・廃止代替路線は、新潟交通観光バス(株)の輸送実績

●目標

		H26年度		H27年度		H28年度	
		運行便数(便)	輸送人員(人)	運行便数(便)	輸送人員(人)	運行便数(便)	輸送人員(人)
川東コミュニティバス		14,618	42,120	14,659	42,480	14,717	42,660

- ・年度は、4月1日から3月31日までとしている
- ・輸送人員目標設定の算出基礎
 - ・地域内利用者が確実に見込むことができる1日の運行便数を36便と設定
 - ・その便の見込み利用者を5人と設定
 - ・36便×5人=180人/日
 - ・180人×年間運行日数を目標輸送人員とした

5. 地域協働推進事業を実施する期間

平成26年度から平成28年度までの3年間

6. 地域協働推進事業において実施する事業

別紙様式第5-11別表のとおり

様式第5-11別表

取組内容	年度		
	1年目 (平成26年度)	2年目 (平成27年度)	3年目以降 (平成28年度以降)
地域住民による連携・協働の検討体制の構築 (川東地区自治連合会、市)	地域内において、コミュニティバスの運行に協賛していただく、サポーターズ制度を導入 地域ぐるみによるバス停、待合所などの環境改善や除雪体制の構築	地域内において、コミュニティバスの運行に協賛していただく、サポーターズ制度を拡充 地域ぐるみによるバス停、待合所などの環境改善や除雪体制の課題整理及び継続	地域内において、コミュニティバスの運行に協賛していただく、サポーターズ制度の定着 地域ぐるみによるバス停、待合所などの環境改善体制の定着
路線沿線における意識啓発の推進 (川東地区自治連合会、市)	小学生に対するバスの乗り方教室の開催 地域住民を対象とした利用促進等の説明会等の実施	地域住民を対象としたマイ時刻表を作成していただく講座の開催	地域住民を対象としたマイ時刻表を作成していただく講座を継続
分かりやすい公共交通情報の提供 (川東地区自治連合会、市)	時刻表のほか、乗降方法、運賃、路線図を分かりやすく一枚にまとめたチラシの作成 平成27年度に整備されるバスロータリーにおける情報提供内容の検討	時刻表のほか、乗降方法、運賃、路線図を分かりやすく一枚にまとめたチラシを更新 バスロータリー及びバス停における情報提供の見直し、改善	必要に応じて、チラシの更新や、バスロータリー及びバス停における情報提供の見直し、改善

顛末書

平成26年6月 日

国土交通大臣 殿

(住所)新潟県新発田市中央町4-10-4
(氏名)新発田市地域公共交通活性化協議会
会長 下妻 勇 印

平成26年3月28日付け北信企交第79号をもって認定のありました、平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)に係る生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)について、記入データの誤りが発覚したため、下記のとおりご報告いたします。

記

1 経緯

地域協働推進事業計画の認定後の地域内フィーダー系統確保維持事業の特例措置に伴う、運行系統追記作業を行っていたところ、既存データの誤りが発覚しました。

2 修正箇所

平成26年度、表2の3、申請番号10、系統キロ程、14.5 km

平成27年度、表2の3、申請番号 6、系統キロ程、14.5 km

平成28年度、表2の3、申請番号 6、系統キロ程、14.5 km

3 修正内容(理由)

各年度の14.5 kmを14.6 kmへ修正(距離計測の錯誤のため)

4 今後の対応

運行事業者である新潟交通観光バス株式会社と連携をより密とし、双方で確認を適切に行い、今後記入データの誤りがないよう事務処理を実施します。